

平成30年度第2回契約監視委員会議事要旨

1. 日 時:平成30年12月14日(金)13:30~15:30
2. 場 所:JAXA東京事務所 地下階 B101、B102、B103 会議室
3. 出席者:横山委員長、長沢委員、田澤委員、三宅委員、小林委員
(欠席:大久保委員)

4. 審議概要:

(1)平成30年度第1回契約監視委員会議事要旨等の報告

事務局より「平成30年度第1回契約監視委員会議事要旨」について報告があり、了承された。

また、前年度委員会において委員からあった意見への対応状況をまとめた資料については、今後適宜アップデートはするものの委員会資料としては今回の委員会をもってクローズとし、今後は報告すべき事項があれば委員会に報告することです承された。

(2)平成30年度第1回契約監視委員会アクションアイテムの報告

①参加者確認認公募の適用に関する考え方について

調達部より参加者確認公募の適用について、必要条件を充足する者が一者である可能性が極めて高いが一者であることを証明するエビデンスが無い場合等について本公募を適用しているとの報告があった。

②「深宇宙探査用地上局運用試験棟新築工事」応札辞退理由について

調達部より、業者の応札辞退理由としては「主任技術者の配置が困難であったため」との報告があった。

委員からは応札辞退された業者からは、なるべく辞退理由を聞いてJAXA内部で共有したらどうかとの意見があり、調達部でそのように対応することとした。

(3)平成30年度調達等合理化計画の第2四半期実施状況の報告

調達部より第2四半期までの随意契約や一者応札・応募の契約実績と、前年度同期間との比較、分析結果及び同計画に記載された物品・役務の合理的調達に関する取り組み状況等についての報告があった。

委員からは物品・役務の合理的調達に関する取り組み状況について、当初の

目標を満たしていないものは別の観点で引き続き第4四半期に取り組むのか、これ以上は難しいのかという点がわかりにくいので、その点も明示してほしいとの意見があり、次回委員会での全体実績報告においてその点も含め調達部から報告することとされた。

(4)平成30年度第2四半期に新規に締結した契約の点検

平成30年度第2四半期に新規に締結した随意契約及び一者応札・応募となった案件のうち、契約金額が大きいもの、複数の仕様書受領があったが一者応札・応募となったものを中心に点検を受けた。その結果、特に問題となる契約はなかった。(別紙のとおり)

(5)その他

次回の平成30年度第3回契約監視委員会は、平成31年4月19日に開催することとした。

以上

第2回 平成30年12月14日

競争性のない随意契約			2件	①X線分光撮像衛星 SXI および SXS-PSP の設計・製作・試験 ② 偏波保持型 FOG(Fiber Optic Gyroscope)の試作・評価
競争入札	一般競争	価格評価 *は総合評価	4件	③平成30・31年度 海洋宇宙連携業務支援 ④平成30年度第2四半期～平成32年度 筑波宇宙センターにおける事務支援 ⑤平成30年度宇宙機の設計・製造に係わる共通技術文書の作成に向けた検討 ⑥平成30年度ロケット打上げ警備業務*及びイプシロンロケット4号機打上げ整備作業に伴う保安管理業務

主な質疑等は以下のとおり。

① X線分光撮像衛星 SXI および SXS-PSP の設計・製作・試験

[競争性のない随意契約]

本件は「ひとみ」(ASTRO-H)で製作した検出器(SXI)および信号処理器(SXS-PSP)の設計に基づき、X線分光撮像衛星(XRISM)の SXI および SXS-PSP についてフライト品の設計・製作・試験を行うものである。このため、契約相手方は「ひとみ」SXI および SXS-PSP の設計・製造・試験を担当し、当該製品の設計・製造に関する技術情報を有している必要があるため、「人工衛星、ロケット等の飛翔体、航空機等又はこれらに係る設備の製造設備、製造技術又は運用技術等を必要とする契約であって、当該設備又は技術を有する者が一に限定されるとき(契約事務実施要領第69条第1項(ウ))」を適用し、随意契約としたことの説明が JAXA 担当者よりあった。

委員からは、随意契約理由の説明資料において「技術情報を有する者が一に限定される必要がある」とあったが、上記(ウ)項「一に限定されるとき」の要件と多少齟齬があるので、これまでの説明より「他者にはこの技術がなく相手方が限定される」という旨を説明資料にも示していただきたいとの意見があった。

②偏波保持型 FOG(Fiber Optic Gyroscope)の試作・評価

[競争性のない随意契約]

本件は、人工衛星用のジャイロ(人工衛星の方向を計測するセンサ)として、各種の光ファイバを使ったジャイロ(Fiber Optical Gyro、以下 FOG)の研究開発を行うものである。契約相手方は平成 27 年度に行った公募に応募し JAXA と FOG に係る研究開発を実施するとともに、平成 30 年度には共同研究を開始したところである。このため、「共同研究を実施するにあたり、成果の最大化の観点から部門等会議等において特定の契約の相手方が承認されているとき(契約事務実施要領第 69 条第 1 項(ス))」を適用し、随意契約としたことの説明が JAXA 担当者よりあった。

委員からは、FOG の製造能力があるのが一者に限られるのであれば、前の審議案件と同じく(ウ)項も適用できたように考えられるが、複数の要件に該当する場合は単独の事項を適用するのか、それとも複数の事項を適用するのかとの質問があり、JAXA 担当者よりどの案件も複数の事項を適用するという事は行っておらず、最適な条項を一つ選んで適用することをルールとしている旨の説明がなされた。(後日 三宅委員が(ス)項適用の要件に合っていることを部門等会議資料にて確認した。)

③平成30・31年度 海洋宇宙連携業務支援

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は、平成 30・31 年度に実施する海洋関連事業に関して、海洋情報一元化に向けた各種試作、実証作業、情報分析、委員会開催等準備等支援及びそれに付帯する業務を実施するものである。入札にあたり競争参加資格要件の緩和や新規業者が参入しやすいように過去の技術情報・関連情報をHPで公開するなどの一者応札回避策をとったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては、本業務を履行するための請負体制を築くことができる者が限られたことが考察される旨の説明が JAXA 担当者よりあった。

委員からは、過去の応札辞退理由から一者で履行体制を組むのが難しいということもあったため、委員会運営と情報分析で業務を分割し競争性を高めるとか、ある程度業務が固まってきているのであれば、その中でコストダウンを図る上でも長期間で随意契約にするとかメリットを含めて検討してはどうかとの意見があり、JAXA 担当者から現在の宇宙産業界周辺ではこの業務を受けるための体制づくりが難しい面もあるが、今後は他分野の新規業者の参入も期待できるため、先ずは情報提供等をして新規業者の参入を促したい旨の説明がなされた。

④平成30年度第2四半期～平成32年度 筑波宇宙センターにおける事務支援

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は筑波宇宙センターの各部署で恒常的に実施している事務業務のうち、定型的業務かつ高度専門性を要しない業務について、業務の合理化・効率化を目的として一括して外注化を行うものであり、入札において仕様書受領者数は3者であったものの結果として一者応札となった旨の説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、今回のような一括請負外注化以外に更なる応札者を確保するため作業ごとに分割して契約する案や、個々の派遣契約にする案も考えられるが、職員の負担軽減、全体のコスト面等を比較したうえで、この形態が最適と判断した理由についても今後説明できるようにしてほしいとの意見があり、JAXA担当者から指摘のあった点のほか所在する建屋もそれぞれ異なることによる業務の効率性についての課題もあるため、今後の契約にあたってはそれらを総合的に検討したうえで判断したい旨の説明がなされた。

⑤平成30年度宇宙機の設計・製造に係わる共通技術文書の作成に向けた検討

[一般競争・価格評価方式・一者応札]

本件は宇宙機の不具合を未然防止及び再発防止するために、安全・信頼性分野において重点的に取り組んでいる技術を共通技術文書として制定するための活動であり、それぞれの技術を共通技術文書に落とし込む検討業務と、JAXA関係者/宇宙機関連会社/有識者からの意見収集を行う検討会事務局業務を行うものである。入札にあたり競争参加資格要件の緩和や入札説明会の開催などの一者応札回避策をとったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては業務履行に必要となる人員確保ができない等の業者側都合によるものであったとの説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、委員会事務局のような周辺事務は先ほどの契約案件のように一括して外部に委ねるとして、意見収集、マネージメント業務というのはJAXA自ら実施できる業務ではないのかとの質問があり、JAXA担当者より今回の業務は民生技術を宇宙技術に取り入れるためのアドバイスをしていただくという技術支援的な業務も含まれているためJAXA独自では実施できない旨の説明が担当者よりあった。

⑥a.平成30年度ロケット打上げ警備業務及び b.イプシロンロケット4号機打上げ整備作業に伴う保安管理業務

[一般競争・a総合評価方式、b価格評価方式・一者応札]

本件は a.種子島宇宙センターにおけるロケット打ち上げ時の警備業務及び b.内之浦宇宙空間観測所におけるロケット打ち上げ時の保安管理業務を行うものであり、入札にあたり入札情報の地元役場等への掲示など積極的な情報発信や資格

要件緩和等の一者応札回避策をとったが、結果として一者応札となったものである。一者応札となった要因としては業務履行に必要な人員確保ができない等の業者側都合によるものであったとの説明がJAXA担当者よりあった。

委員からは、a ロケット打ち上げ業務については落札率がかなり低い一般的な人件費の積算でこれだけ予定価格と落札価格の差が開いたのは何か特別な理由があったのかとの質問があり、JAXA 担当者より本件は総合評価落札方式を採用したため、技術点が高いところの参考見積書を参考に予定価格を算出したが、結果的に安く応札してきたのでこれだけの差が開いた旨の説明がなされた。また、委員から広く参加業者を募るための工夫の一つとして要員が宿泊できるような周辺宿泊施設の情報を提供するようなことも次回以降検討したらどうかとの意見がだされた。

以上